

令和3年第9回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年9月14日（火） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：西村 隆	14番：草野 義雄
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

4番：矢野 解光	10番：小崎 良一
----------	-----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第30号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	報告第31号	農地形状変更届出書について
日程第4	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第39号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、〇〇推進委員、〇〇推進委員が欠席されておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番から次の2ページの6番まで、中間管理事業による合意解約のため、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第29号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第29号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第30号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第30号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p>

	<p>賃借権設定の部 1 番から議案書の 5 ページの 1 6 番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は 1 番と 4 番から 1 6 番までが水稻で、2 番から 3 番が果樹です。</p> <p>設定期間は 1 番が新規設定の 5 年 9 か月間、2 番から 3 番が新規設定の 1 0 年間、4 番から 9 番及び 1 1 番から 1 6 番が再設定の 4 年 1 0 か月間で、1 0 番が再設定の 4 年 1 1 か月間です。</p> <p>賃借料等については、備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第 3 0 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第 3 0 号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第 3 1 号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをお願いします。</p> <p>報告第 3 1 号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、水田としての利用が困難なため客土を行い、畑として利用することです。</p> <p>ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。</p> <p>申請地は、松生公民館の南側、約 1 4 0 m の場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず水田としての利用も困難であることから、造成後は畑として利用する計画です。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p>

	<p>造成の理由は、水田としての利用が困難なため客土を行い、畑として利用する。ということです。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。</p> <p>申請地は、松生公民館の南側、約100mの2筆で、先ほど説明した1番の何件の隣接地になります。</p> <p>現地確認ですが、1番の案件と同じく、申請地は現在、耕作はされておらず水田としての利用も困難であることから、造成後は畑として利用する計画です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番と2番の案件をまとめて、7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と現地確認に行きました。</p> <p>申請地周辺は、耕作放棄地のような状況になっており、今回、客土し農地として利用していただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>先日、事務局と現地確認に行きまして、〇〇委員が言われるとおりです。</p> <p>申請地付近は水が溜まりやすく、耕作が難しい場所でもあるので、埋め上げて畑にするということです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第31号について、質疑ありませんか。</p> <p>…10番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>申請人は県外の方になりますが、埋め上げた後は、この方が畑として活用されるのですか。</p>
事務局	<p>申請人の方は相続により所有されており、この方が耕作することは難しいので、畑として整備した後に、どなたか近くにいらっしゃる方で貸借等を検討されております。今後、契約の申請が出てくると思いますので、有効に活用していただくようにしていきたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第31号については、これで終わります。</p>

	<p>次に、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、大尼田地区生涯学習センターの北東側、約400mの2筆と次の4ページ、さらに東側へ500mの2筆を合わせた4筆になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、ピンク色総会資料の①番の農地は耕作されており、それ以外の3筆は耕作されておりませんでした。譲り受けた後は適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、譲受人からの要望があり贈与する。譲受人は、贈与を受け引き続き耕作管理する。ということでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、長沢公民館の西側、約130mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は、畑として適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の2ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由は、譲渡人は、労力不足で耕作管理できないため、譲渡する。譲受人</p>

	<p>は、譲渡を受け農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ピンク色総会資料3ページの②番の場所は、道が狭く耕作が難しい場所で、4ページの③番と④番は、大尼田地区の基盤整備の範囲内だと思いますので、協力していただくように、譲渡人へお願いしてきたところです。</p> <p>何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>地権者の譲渡人は長年、県外にいらっしゃるため、以前から譲受人が耕作されてきました。</p> <p>〇〇委員が言われたとおり、基盤整備に入っておりますので、引き続き譲受人が耕作していきたいということでしたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に〇〇推進委員、事務局と現地へ行きました。</p> <p>何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>先日、事務局と〇〇委員と現地確認をしました。</p> <p>申請地に隣接する農地も譲受人の所有地で、水路等も問題ないと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第36号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、芦北町立湯浦中学校の北側、約200mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は既に家が建っていますが、周辺に農地は存在しないため、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は、合併浄化槽により、南側の側溝へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。 農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の179㎡です。 黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は昭和49年に居宅を建築したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1 番の案件を 2 番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7 日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。</p> <p>事務局の説明と調査書に書いてあるとおりで、始末書も添付してあります。</p> <p>何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 37 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は通路及び庭園です。</p> <p>ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、岡地区農村集落センターの東側、約 90 m の場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は、耕作放棄地で石などがあり、耕作するには難しい場所だと感じました。また、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p>

	<p>ピンク色総会資料の10ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。</p> <p>農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.5haです。</p> <p>黄色調査書の4ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は贈与です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲渡人は、申請地の東西に位置する宅地を居宅及び離れ家として購入したが、往復するための通路が無く不便なことから、新たに通路を新設し、通路の周りは庭園として整備し管理するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に事務局と〇〇推進委員と現地へ行ってきました。</p> <p>何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>説明のあったとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第38号について、質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p>

	<p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第39号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをお願いします。</p> <p>議案第39号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の15年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第39号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>